

平成 26 年度 新潟市地域防災計画の修正案

その他、約300項目の時点修正案あり。

No	主な見直しの視点	修正概要
1	新潟市国土強靱化地域計画の策定に伴う修正	新潟市国土強靱化地域計画と新潟市地域防災計画との整合性・関連性について総則に追加。
2	指定緊急避難場所等の指定	改正災対法の規定に基づき、現行の避難所及び一時避難場所等について、地震、洪水、土砂災害、津波の避難可否を区別のうえ、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定。
3	国のガイドラインに基づいた避難勧告等の発表基準の修正	国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」に基づき、避難勧告等の発表基準を定量的な指標による判断基準にすることで早い段階で発表する旨、修正。

№. 2 指定緊急避難場所等の指定

(災害対策基本法第49条の4～9関係)

【背景・制度概要】

改正前の災害対策基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定が設けられていなかったが、津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があった。

これらを踏まえ、それぞれの災害の種類ごとに、緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進することとし、新たに災害対策基本法第49条の4～9に規定されたもの。

例) 地域防災計画への掲載イメージ

指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
松浜小学校	松浜3丁目19番地1	○	2,188	○	全階可	4,376	×		○	3階以上	3,600

<凡例>

○：避難可能

×：避難不可

※避難可能人数の算出

地震・土砂：1人/1㎡

洪水・津波：2人/1㎡

No. 3 新潟市避難勧告等判断伝達マニュアルの主な見直し項目

【背景】

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）の見直しに伴い、「避難」は、災害から命を守るための行動であることがあらためて定義されたとともに、災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方が示された。

また、市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、その判断基準についても、可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報が具体的に示された。

このガイドライン見直しを受け、災害発生リスクが高まったとき、住民に対して適切なタイミングで避難情報を発表できるよう、災害種別毎に避難勧告等の判断基準を見直したものの。

災害種別	避難情報種別	現 行	見直し後
土砂災害	準備情報	<u>土砂災害前ぶれ注意情報</u> が発表され、引き続き降雨が続くと予測されるときなど	<u>土壌雨量指数（※）</u> が大雨警報（土砂災害）基準を超えたときなど ※土壌に貯まった雨の量
	勧告	<u>土砂災害警戒情報</u> が発表されたときなど	<u>土砂災害警戒情報</u> が発表され、解析雨量の実況で40mm/h以上、もしくは2時間後までの予測で25mm/h以上となったときなど
	指示	土砂災害危険箇所等で土砂移動現象が確認されたときなど	<u>避難勧告を</u> 発表した後、 <u>土壌雨量指数のデータ</u> が更新された時点で、解析雨量の実況で40mm/h以上、もしくは2時間後までの予測で25mm/h以上となったときなど
津波	指示	大津波警報、津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合	新潟県上中下越に <u>津波注意報、津波警報、大津波警報</u> が発表されたとき
高潮災害	勧告	-	高潮警報または高潮特別警報が発令されたとき
	指示	-	潮位が事前に定める <u>危険水位（※）</u> を超えたとき ※新潟東港・西港における高潮警報の発表基準潮位「1.3m」

(-) 発表基準なし